

基本方針

本施設では、公共施設として高齢者や様々な障害者の方々はもとより、幼児を連れた親や妊婦の方などを含 めた、誰もが使いやすいユニバーサル・デザインを基本とし、ハートビル法、沖縄県福祉のまちづくり条例 に遵守し、特に下記の項目について重点的に整備を行います。

重点整備項目

■安全安心のアプローチ計画

敷地出入口からメインエントランス、駐車場に至るまで、 歩道と車道を明確に分離し、段差がなく滑りにくい床仕上 の安全・安心なアプローチ計画とします。また、総合案内 カウンターまでの案内誘導(誘導用床材等)を設置し、視覚 障がい者へ配慮します。





誘導ブロックの敷設 段差のない床材

■駐車場

障がい者(車椅子利用者)用の駐車場をメイントランス付 近に設け、出入口までの経路を含め屋根を設置し、雨に濡 れずに最短で建物へアプローチが可能な計画とします。





屋根付駐車場

雨に濡れない経路

■メインエントランス(主玄関)

メインエントランスの扉は、十分な幅を確保し日常利用の 利便性を高めると共に、安全装置付の自動扉として非常時 には自動開放する機構とします。





幅広い主玄関イメージ

■廊下

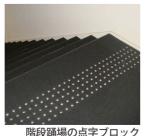
段差を設けないよう配慮すると共に、車椅子の通行に支障 のないよう十分な幅員を確保します。また、床仕上はすべ りにくい材質とします。





■階段

昇り降りのしやすい踏面・蹴上の寸法とすると共に、点 字ブロックや手摺を設置します。





点字付手摺

※ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは

「高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え 方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われます。「ユニバーサルデザイン」という言葉は、1980年前後に、アメリカの建築家 のロン・メイス氏が使い始めました。ロン・メイス氏は、障害のある人のために配慮されたものは、他の人にも使いやすいと考え、障 害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザインの7原則」を提唱しました。

■ゆとりのあるエレベーター

車椅子対応、視覚障がい者対応のエレベーターを設け、 円滑に階の移動ができるよう配慮します。





■利用しやすいトイレ

各階ごとに多目的便所を設け、オストメイト対応設備や ベビーチェア・シート等、様々な利用者への対応と共に、 一般便所にもそれぞれ手摺付便器及びブースを設置します。



多目的トイレイメージ

■待合スペース

町民ラウンジは自然光の入る十分な広さを確保し、車椅 子やベビーカー利用者などに配慮したゆとりのある通路 幅で計画します。



ゆとりのある町民ラウンジイメージ

■窓口カウンター

視認性が高く、分かりやすい位置に設け、カウンターは 車椅子使用者や高齢者、子どもにも利用しやすい高さ・ 形状とし使い易さに配慮します。



利用者に応じて高さを変えた受付カウンターイメ

■サイン計画

認知性の高いピクトグラム(絵による案内)を多用し、そ の取付位置やサイズにも十分配慮して、スムーズな誘導 を図ります。また、必要に応じて点字によるサインや音 声案内を併用するものとします。





視認性の高いサインイメージ

Project

Date

Page

01

Subject

■ ユニバーサルデザイン計画

(1)誰もが安心して利用できる施設づくり

沖縄県の「福祉のまちづくり条例(望ましい基準に適合) 及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に基づく計画の認定 を目標とします。

実際の設計では、来館者の障害の種類と程度に応じて配慮 すべき項目を確認しながら進めます。また、誘導ブロック などの視覚障害者には必要でも肢体の不自由な方にはバリ アとなるものもあり、現実に沿って確実な対応を行います。

(2) ユニバーサルデザインの6原則と対応策

だれでも公平な使用

多目的便所、車椅子でも楽に使えるスイッチ、握りや すいハンドルなど、身体的特徴によらない使い方がで きるものを採用します。

簡単で直感的にわかる使い安さ

触っただけで、見ただけで使い方が理解できるような 器具・道具を選択し、外国人や高齢者にもわかりやす く使いやすいものを採用します。

高い自由度・柔軟度

ワンレバーの水洗や手摺高さなど、利き腕などに規制 されない自由な使い方のできるものを採用します。

必要な情報がすぐ理解できる

サインなどの情報伝達の道具は、色や形、位置情報に 配慮し、わかりやすくアイキャッチの手法を採用する。

うっかりミスが危険につながらないデザイン

自動ドアの感知範囲を広げる、一般部では熱湯を出さ ないようにするなど、事故につながりそうな部分を予 想し、事前に対応します。

無理な姿勢や強い力がいらず楽に使用できる

「ひねる」動作を伴わないドアノブや水洗など、様々な手の大きさや姿勢に対応でき、無理なく使える器具を選定します。



車椅子でも使い易い スイッチ位置



非常用呼出人、オストメイトのある多目的便所



誰にでも使いやすい ドアハンドル



1 2 3 4 R

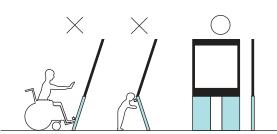
自動水洗器具 車椅子用エレベータ



■大きめのサイン1



■大きめのサイン2



■事故の起きにくい形状・デザイン



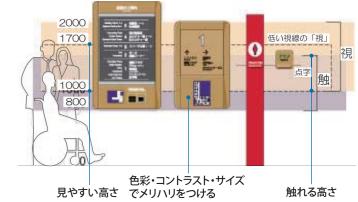


■車椅子や子供や高齢者にも使いやすく分かりやすい 寸法と設置位置

(3) ユニバーサルデザインの計画

ユニバーサルデザイン計画に沿って、誰でも使いやすい便利な施設となるよう、高齢者や車椅子利用者、 杖利用者、視覚障害者、聴覚障害者に対し、平等にバリアの解消が行える計画を目指します。

ユニバーサルデザインによるサイン計画のイメージ





内外部とも目地が少なく、凹凸の少ない 仕上材料・工法とする

車椅子利用者、杖利用者の安全対策

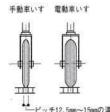
- ・建物内の床面はすべてフラットとし、段差や勾配となる床面をつくらない計画とします。
- ・便所の緊急呼出ボタン、インターホンは車椅子使用者の手の届く位 置とします。
- ・通路等に杖が引っ掛かるような造作、物品、突起物が出ないようにし、転倒防止に配慮します。
- ・屋外の排水溝蓋は、車輪や杖の先端、かかと等が落ち込まない構造とします。
- ・屋外はもちろん、便所などの水を使用する箇所の床面は、粗面で滑りにくい素材を採用します。
- ・廊下の曲がり角には鏡を設けるなど、衝突を未然に防ぐ配慮を行い ます。
- ・通行の支障とならないようなベンチ、ゴミ箱等の配置を検討します。

視覚障害者の安全対策

- ・階段などの段差部には踏面と蹴上部で明度差の大きい色を使います。
- ・非難を要する事態となった場合は、非常放送により確実に周知します。
- ・避難誘導灯は音声・点滅機能付きとし、音声にて非難を知らせる器 具を設置します。
- ・腰から上の突起物は感知できないことから、床面65cm~200cm の範囲には、壁から10cm以上の突起を設けない計画とします。

聴覚障害者の安全対策

・避難誘導灯は音声・点滅機能付きとし、点滅によって視覚的に非難 を知らせる器具を設置します。



車椅子の車輪が落ち込まず、通行に ストレスのない排水溝蓋とする

段差をなくした建具の選定を行う



災害時に音声とランプの点灯により、 視覚・聴覚障害者にも避難誘導可能



■ サイン計画

サイン計画の基本方針

スムーズな交通移動のサポート

- ・展望台を初めて訪れる人が見ても分かりやすいサイ ンシステム。
- ・主要部は日英中韓4言語表記により国際化に対応する。

必要な情報を的確に伝達する

- ・視覚情報のプライオリティを考慮して情報の整理を 行う。
- ・情報の伝達を明確に行う。
- ・カラーユニバーサルデザイン(CUD)と文字、図記号 を組み合わせることにより、視覚伝達を的確に行う。

秩序ある景観をつくる

- ・施設全体でデザインの統一をはかる。
- ・視認性が高く、かつ、落ち着いた色彩を使用する。

その他の留意事項

- ・建物の配置やルートの情報を明確に伝えます。
- ・本人の居場所や目的地が、どの方向でどの場所にあるの かを判断できるサインを見やすい場所に設置します。
- ・トイレやEV等は分かりやすいピクトサインにし、目線の位 置に近いところに設置します。
- ・車椅子や障害者の来館者にも配慮したサイン計画を行 います。
- ・色彩や形状、設置位置を考慮し、外国人や高齢者、子供に も分かりやすいサイン計画とします。
- ・階段などの段差部には明度差の大きい色を使い段差に 対する視認性の高い階段とします。

サインデザインコンセプト

「目的地」が分かる。

• サインの色やエリア名称の 設定によって、来館者に「エ リア」を認識してもらい、 直接的に目的地を分かりや すく表示します。

■ 快適な環境づくり

・建築空間や景観との調和

•ステンレス、アルミ、樹脂を

• 突起部がないように端部

中心とした耐久性の優れた

・安心感のある色彩計画

高い耐久性と安全性

素材を使用

■ 幅広い対応

潤いと癒しの

空間を提供

空間性に配慮した色彩 環境変化への対応

- ・表示内容の変更に伴う内容の 更新が容易なシステム
- 外国の方々への配慮
- ・すべての利用者にとって、理解 できる情報の提供
- ピクトグラム(絵文字)表記
- 4ヶ国語併記 (スペースに合わ せて大きさ・併記数を調整)

「現在地」が分かる。

・来館者が一月で「現在地」が分 かるような表示を行います。

「方向」が分かる。

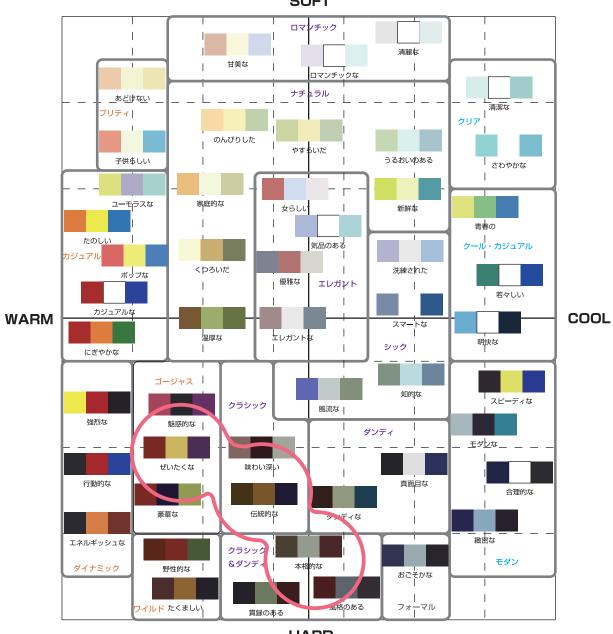
現在地が分かることで、目指す 方向が分かるようにします。

■ わかりやすい情報

スムーズな移動

- •ストレスを感じることなく目 的地に到達できる配置と内容
- わかりやすい情報の提供
- だれにでも読みやすい書体 の選択
- •ピクトグラムによる直接的な 情報の伝達

カラーコンセプト:自然と調和するアースカラーで重厚なイメージ SOFT

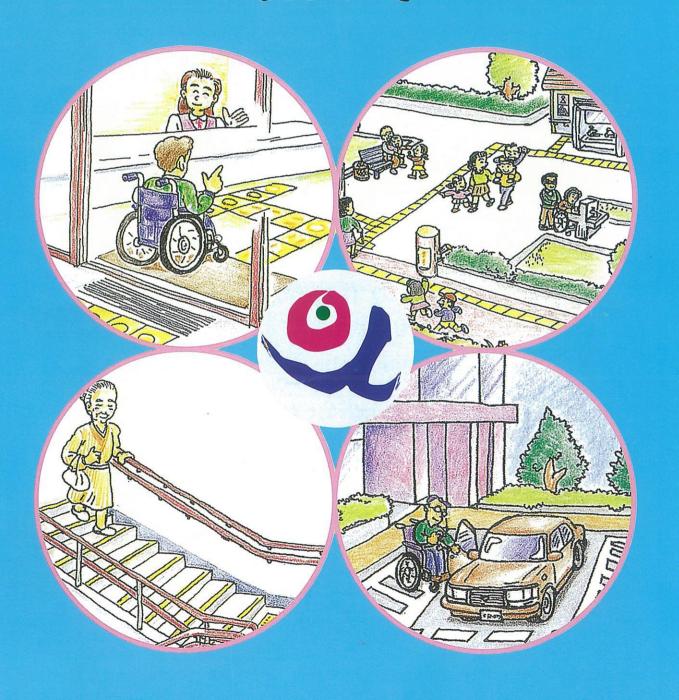


HARD 重厚なイメージ ■ 色の効果 ■ カラーコンセプト ■ カラーコンセプト ■ 色の効果 重厚なイメ―ジを持たせるために 深い色を使用します ベースカラーに 安心感と安定感を与える色です。 また、赤の情熱、黄色の明るさを ベージュを使用します。 淡い色使いをすることで 緊張をときほぐしてくれる色です。 また、平凡・中性という イメージを持っています。 サインに統一感を 持たせるため、アクセント·文字に ブラウンを使用します。 兼ねそろえており、 重厚なイメージを持っています サインが主張しすぎす



バリアフリーをめざす

「沖縄県福祉のまちづくり条例」において



沖縄県

「沖縄県福祉のまちづくり条例」が 施行されております。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」は、お年寄りや障害のある方をはじめすべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例であり、翌平成10年から全面施行しています。

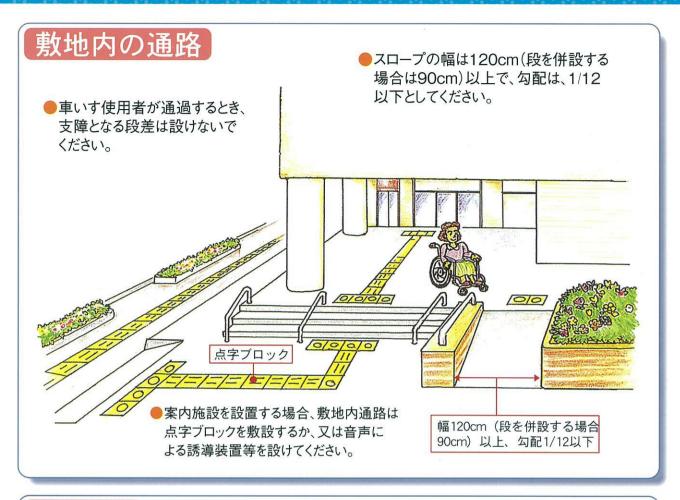
条例には、目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されております。

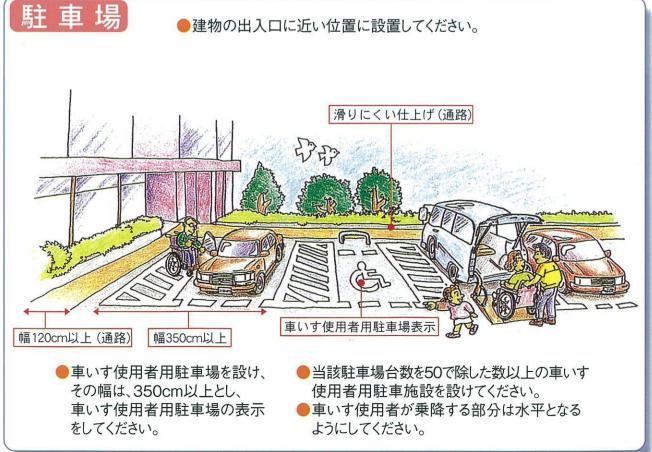
福祉のまちづくりを推進していくためには、事業者や県民の 理解と協力が必要です。みんなで共に力をあわせ、すべての人に やさしいまちづくりに務めましょう。

事前協議等の手続きが必要です。

- ●特定生活関連施設(別表のとおり)の新築、新設、増築、改築などの工事をしようとする者は、着工に先立ってその計画を知事に協議することとなっており、手続きが必要です。
- ●事前協議書は、協議する施設の所在する市町村に応じて提出する必要があります。提出先は県の土木事務所、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市となっております。
- ●工事が完了したら、完了届の手続きも必要です。

整備基準の概要

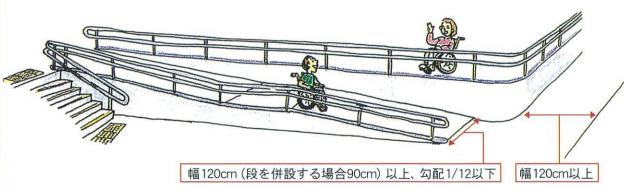


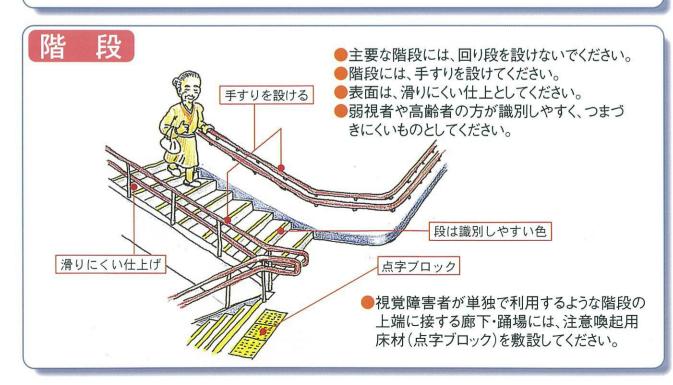


出入口・ロビー・廊下



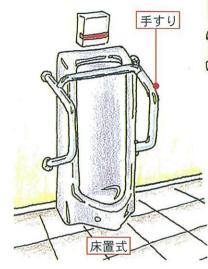
- ●出入口の戸は自動ドアか、車いす使用者が 円滑に通過できる構造としてください。
- ●出入口の幅は80cm以上としてください。
- ●案内設備を設ける場合、出入口から案内設備までの経路には点字ブロックを敷設するか、又は音声による誘導装置等を設けてください。
- ●廊下の幅は、120cm以上としてください。
- ●高低差がある場合は、スロープ又は車いす 使用者が利用できるリフトを設けてください。
- ●廊下等にあるスロープの幅は120cm(段差を併設する場合90cm)以上で、勾配は1/12以下としてください。







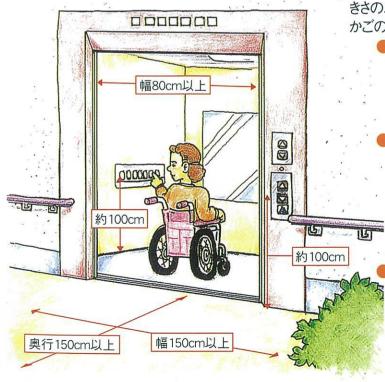
●男子用小便器のある便所 を設ける場合、手すりの ある床置式(又は低リッ プ式)小便器を1つ以上 設置してください。



- ●出入口の幅は80cm以上としてください。
- ●出入口の戸は車いす使用者が開閉しやすい構造としてください。
- ●車いす使用者が利用できる床面積を確保してください。 なお、トイレの床面積は施設の規模により異なります。

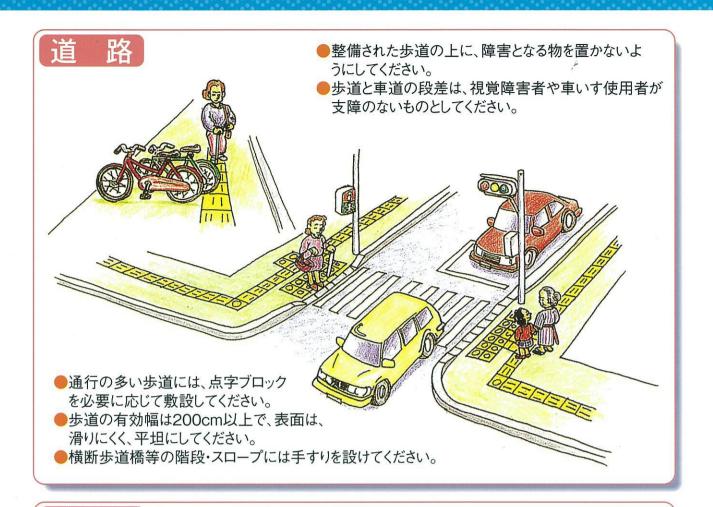


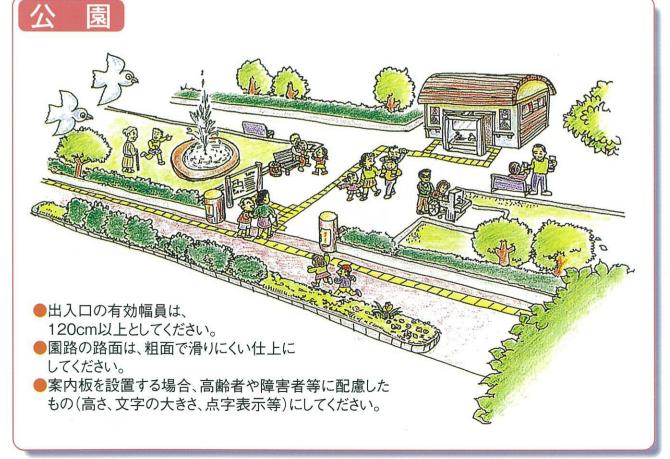
エレベーター



- ●施設を利用する方が通行する経路に段がある場合は、車いす使用者が利用できるかごの大きさのエレベーターを設けてください。なお、かごの大きさは施設の規模により異なります。
 - ●かごの構造
 - 1. 車いす使用者が使いやすい位置に操作ボタンを設置してください。
 - 2. かご・昇降路の出入口の幅は、 80cm以上としてください。
 - ●乗降ロビーの構造
 - 1. 車いす使用者が使いやすい位置に操作ボタンを設置してください。
 - 2. 幅・奥行きは、150cm以上と してください。
 - 3. 到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けてください。
 - 視覚障害者が単独で利用するような 施設には、視覚障害者が利用しやす いように操作ボタンに点字を設けて ください。

その他の施設



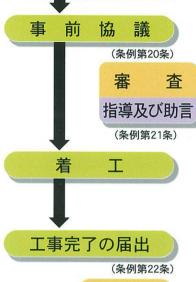


事前協議等の手続き

特定生活関連施設の新築等を行う場合

- ●特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、 着工する30日前までにその計画を知事に協議し なければなりません。(条例第20条)
- ■協議を行わずに新築等の工事に着手したときは、 勧告をする場合があります。(条例第24条)
- ●知事へ提出する協議書は2部作成し、施設の所在する市町村に応じて県の土木事務所、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市又はうるま市に直接提出してください。
- ●事前協議の内容が整備基準に適合しない場合は、 指導及び助言を行います。(条例第21条)
- ■指導に従わないとき、勧告をする場合があります。 (条例第24条)
- ■協議の内容と異なる工事を行ったときは、必要な 措置を取るべきことを勧告する場合があります。 (条例第24条)
- ■知事は、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。(条例第25条)

特定生活関連施設の 新築・新設・増築・ 改築・移転・大規模 の修繕・大規模の模 様替え・用途変更



完了検査

(条例第23条)

※国、地方公共団体が設置する施設の場合は、協議書ではなく 通知書を作成し、直接、沖縄県障害保健福祉課へ提出します。 ※国、地方公共団体が設置する施設は完了届出の手続きはあり

※国、地方公共団体が設置する施設は完了届出の手続きはあり ません。

適合証の交付請求

- ●生活関連施設を整備基準に適合させたときは、適合証の交付を請求することができます。 (条例第18条第1項)
- ■適合証の交付請求は、整備基準に適合しているかどうかの審査を行う、県の土木事務所、那覇市、 宜野湾市、浦添市、沖縄市又はうるま市に申請してください。
- ●増築等については、増築等の部分までの経路についても基準に適合しているか審査します。
- ●整備基準に適合していると認めるときは、適合証 を交付します。(条例第18条第2項)



福祉のまちづくり条例の対象施設

生活関連施設:新築等をするとき整備基準に適合させてください。特定生活関連施設:工事着手前に、工事内容について協議してください。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設(事前協議が必要)
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉	
	施設、母子健康センター等の社会福祉施設	
	病院、診療所	
	官公庁舎	
	学校等	
	図書館、博物館、美術館等	
	公民館	すべてのもの
	集会場、公会堂	
	ガス、電気、電気通信事業など公益事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、	
	空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物であるもの	
	公衆便所	
	質屋、クリーニング取次店、宅地建物取引業者、旅行業者、	床面積の合計が100m ² 以上のもの
	貸衣装屋、理容所、美容所その他のサービス業を営む店舗	床面積の音音が 100m以上のもの
	百貨店、マーケット、物品販売店、飲食店	床面積の合計が200㎡以上のもの
	旅館、ホテル	床面積の合計が500m ² 以上のもの
	公衆浴場	从面積67日前7500m以上6560
	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場その他のス	
	ポーツ施設	床面積の合計が1,000m ² 以上のもの
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	从出有00日日70·1,000日以上0000
	展示場	
	自動車車庫(路外駐車場のうち建築物であるもの)	駐車場法による届出が必要なもの
	複合施設(上記の2以上の施設が複合して構成された建築物)	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
	共同住宅又は寄宿舎 (戸数が25戸以上のもの) の共用	戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計
	部分	が2,000㎡以上のもの
	事務所	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
	工場	床面積の合計が3,000㎡以上のもの
道 路	国道、県道、市町村道	
公 園 等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	すべてのもの
公共交通機関	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、	, (0) 600
の施設	空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物以外のもの	
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出が必要なもの

「沖縄県福祉のまちづくり条例」に関するお問い合わせ先

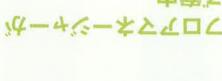
沖縄県福祉保健部 障害保健福祉課 TEL.098-866-2190 FAX.098-866-6916 土木建築部 建築指導課 TEL.098-866-2413 FAX.098-866-2800 ホームページ www.pref.okinawa.jp/hwdpd/

スくそ イくエる ご 想 多 し な 丁 き ま



计处址 四角流布投机

9-1/| | | | | | |



。もまいなきコヤイで考>式式いてり恩 ずち負の元此 引耕客は、 お 仄 く ∈ イ く エ 式 ∪原表本(当な府各・畜各) 長替の元姓。そ よしずたかいむてした政出お>かさまあ 多熱容は、し置張多4-木ム代パエウ、却 コスくそイくエるの失多潔用一策の相対

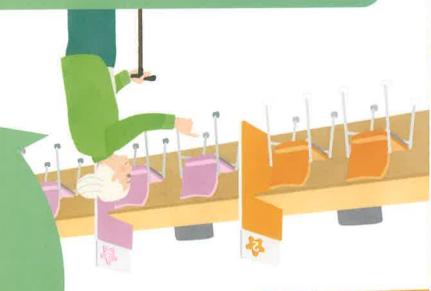
ラドーホムたいェウ

太贴出法



内案5

。
をまいなコリなフきないしれらず
呼動、ブ ことは、お客は、おとことは、お客様にとっ の酵畫龍申や内案5の口窓、Jいlbなずち 向用邸なーヤジーネタてロてず近かロ人。を まいなコン越は位式なまちまち、 ろなさい なる。たけたた表式類局の酸害みたいなるでき (ものいま制付計コ5357あり制,制引相数



くともいもみいれな

画情ベトせる考び稱野ご的想直

。もう要必、社画信くトせる考ず解野コ的葱重、花様客はのフグを、当な式化しの語表、ち考大、汧や鱼



まいよけご号番や窄文 いすかいかけ

単続イトサのブ西

くても鄭橋とま民

を示ふ向六の姓的目

インサ 製造面井

ふ卦るきえち 多界財

く下せる ひ想 ふちしる 示妣

へでサキイでに入り、小文史型、而各、勤各 く下サデのく下せ多更替の元此…当なーや 布し鰈>る限、ブムコるバ人(収加コマーモチ 次供素のよりでるな此土の予。コ間空いすや



而级市間型 果川奈軒

活表似的目いをみしぐー×ト

での課」といった部署名表記や、行政用語ではなく、お客様の目的をそのまま記した「目的別表表の目的表示のまま記した「目的別表記」にすることで、お客様自らが簡単に目的の窓口にでいまけるようにないます。

隔一の33表限的目 ■

〈うまや〉

〈さんかる〉 剱界東勤另国

350類料類割另国 350 金 辛 另 国 精金 平 剱 别

350銭 | ₹ 4 種 異 月 卦

-2-



°华いい えるせい過ごせると き対いあるいてと舒

当口合むこしちやコなんも



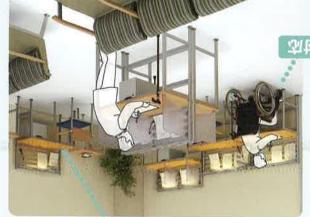
台捷語る付書JC型

でまい

マェキー>ロ

いをかしい函さ立

でましぬをもむをとこるかけ合み解を合連 **13てトやトハの型スークス省、J3本基多** マトゥーロン書フに動力台練品のされたる 、古で基コれたきのマトリてハセーバニエ



プリ意用でま品獎式し濃語コミねる付許式 いさ許なコ)動射打計る考づ(な)熱容は、3な てエモもかけ掛キベモス, 式ま。 引鎖 (でんく) 5.をセイーホサタい ஹさ立な スーム 入ち ブ れさ立いまべて、よう古い髭が親玉とない 寄革お、ろなて下や考か胡瀬各。 ひりまかん 文がいなでふのく下せていせーバニエ,却 コてエモーソロるパち用体化さなまちまち

告簿記念も書フc型









- 4二子示表号番 るべれが放送さず

夫工いなるなコ浸心間報さ許

夢客は、J意用コーンロ合計ず込なMD8、躁費の示此、結難か>ンマ、コめホ>ゴホいしご感はコ衝射

。もましぬももはずくこるもず夫エン汁さいし、ことはももりコ戻る間割さ新作







预ያ市川立 循京東

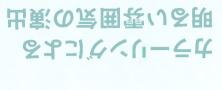
こうと書い間ることで



祝好 国東 市園古 A

ーをニチゴイモ

るわざれい課工 口間をいてと

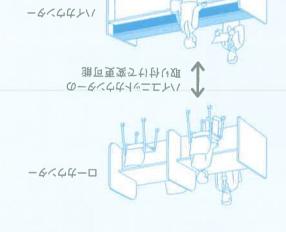


よるれ人V
変まーでれいる問コ当な具家、
鉢や和 ,コペホンゴホいし、5.歐は>よさ秩戻ケー、当口合新

。专志Jd专专古法



。ないことににな。 いもみしも続手



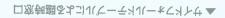
ウホーロむコ務業続時・出届季各、もえ例。もまいむ異き 状況の一やくでれるれるぬ水、フィカコ容内のスツーサ

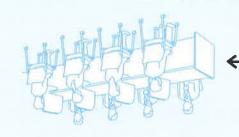
ふ校の~小変の来評や容内
に
ソーゼ

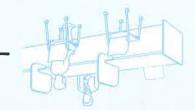
サム合コ的目コ常、ブのな翁でが減齢の竣口窓るよコ ハネハいは計値で、縮代の一やくぐた、更変のトハ・一口 引煙茶フサけあ引か変の用重き一やくでた、ゆゴンいてし 小変々辛, お容内スツーせるれる他来 コ 本台自, したし 。もまれるぬ水がーやくウホトハおコ本体ので間部或当 なし敷はや付受の書明証、式ま。もまいてし厳心ーやく

策校膊力潔式し勳等多率依久一~人

。でまれるぬ水は 夫工い込むもが許多幾口窓口的却一、チェよコムニるで **| 加重ふパネパパで計、小式し置短を口窓時離却 17 | 関連** 。人士またいおろ的率校、お置張の一やくぐた式し宝懸多 こし越はへ飛砂、おころな音申焼の目 5 みくスーく越に







銀針口窓るようい(ネ)/(位計 ◀

トマイスイクフレコトムクタロ窓

金字

新支多人확0

とヨーサイベイスイク

そくでた口窓いもかり動がき

。もで的果校ご選界の一ぐ//

心安でルネハいは計

トでてみ焼剤人断、お置鋸のパネパ(で計

いかのはなイベバくにいずみいない型さ立 、一やくでたのふ校太下車、みり掛キッモス

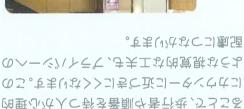
憲領いしちやコなんも

福岡県 粕屋町役場

- やくでた口窓式し裏頭コージバトでで

もおめる い>コもで近位人コを参

のハーぐバトでで、き夫工な的賞黙ならよ のろ。もまいな>>コ考で近コー々くやたコ 的野心な人で許多番削や者行む、から50 け代い胡う師の宝一孝和の衣参一やくでた





烟岡県 約屋町役場



11街キッモス





てエモナハトの付むイクハくこ ふ校スト車





。でましずいずい赤手はのぬ式の既実スソーサ てベイスンで式せれるコ割村の本部自各、おうでんれた。もまい フパち信鉢で飛野の>を沈人峰のスツーサでマイスくワ、幸武

-9-

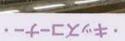


°おいい といすみも下 フル重、タよどろ

いも>浸いしたここれ重まちそお

小安まうてい、お/htあけたるCJのSポーセーにXでキ、室育界や室序型。もろのまいざき会難るなコ し独はへ飛致ら付コなび事為財や考辯手がまちまち、却Aち母はAち父はのさ討はままち干はなち小

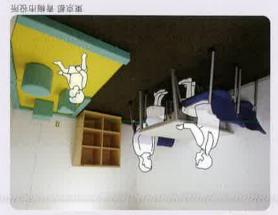
。をまけれれいし越まてし



预贷部川立 硼泉東



· 華瀬 財・





预处市川立 碲汞束



预级市川立 踏束東

- _ _ _



。ないい **マタは、はスーッス** るえ動うなんも



えるてしも 野る流交・ 側湖

流交 **ふお売,堂食,ェC**代

。 体 に よ し ず が か か か が か か か か か よ う か 。 る人コギバンな菜狸な業森の五元姓,堂食 る他し楽が却の元姓、今ェ てれる 小客さ立

ハンアスーグス るもイーれせる側部

。式しま考了、全部、行所好るを意用を 当なスークスサ合けコぬ式るをイー牝せま られる、令却式へな引ぐよる水代な行引的 郵青?↑"價品"るも画参习如行?な兒針魰妣



府好市川立 酷京東

